２０２１年２月３日理事会議決

**社会福祉法人京都ライトハウス**

**第２期中期計画**

**（２０２１年度～２０２４年度）**

**２０２０年２月**

目　　　次

第１　中期計画の基本的考え方　………………………………………………　２

１　中期計画の策定趣旨　……………………………………………………　２

２　中期計画の期間　…………………………………………………………　２

３　法人の理念と中期計画との関係　………………………………………　２

４　中期計画における四つの目標　…………………………………………　２

第２　目標の達成に向けた方策と取組の方向　………………………………　４

１　社会福祉事業の安定的で着実な推進　…………………………………　５

⑴　社会福祉事業の利用者確保に向けた創意工夫　……………………　５

⑵　提供する福祉サービスの質の向上　…………………………………　５

⑶　福祉サービスの提供等における関係機関等との連携　……………　７

⑷　ニーズに対応する社会福祉事業の創出・拡大　……………………　８

⑸　安心・安全な福祉サービスの提供　…………………………………　８

２　公益事業の積極的な展開　………………………………………………　９

⑴　視覚障害者を対象にした公益事業の実施　…………………………　９

⑵　府市民を対象にした地域公益事業の実施　…………………………　９

３　福祉人材の確保・定着・育成　…………………………………………　９

⑴　福祉人材の確保・定着に向けた取組の強化　………………………　９

⑵　福祉人材の育成　………………………………………………………１０

４　健全経営を行う法人組織の構築　………………………………………１１

⑴　法人情報の積極的な発信　……………………………………………１１

⑵　信頼性の高い安定した組織運営の確立　……………………………１２

⑶　健全な財政規律の確立　………………………………………………１３

第３　中期計画等の進行管理　…………………………………………………１４

１　年度事業計画の進行管理　………………………………………………１４

２　中期計画の進行管理　……………………………………………………１４

**第１　中期計画の基本的考え方**

**１　中期計画の策定趣旨**

社会福祉法人京都ライトハウス（以下「本法人」という。）では、２０１７年１月に、それまでの１０年間を計画期間とする「京都ライトハウス中長期計画」を見直し、２０１７年度から２０２０年度を計画期間とする「京都ライトハウス中期計画」を策定した。

２０１７年度以降、同計画に基づく取組を進めてきたが、２０２０年度で計画期間が満了することから、第２期の中期計画を策定し、２０２１年度以降の中期的期間における取組方向を明らかにする。

**２　中期計画の期間**

２０２１年度から２０２４年度までの４年間とする。

**３　法人の理念と中期計画との関係**

理念は、本法人が長期に亘って目指すべき目標を掲げたものであり、この中期計画は、理念を具体化するものとして策定する。

|  |
| --- |
| 【法人の理念】**私たちは視覚などに障害のある全ての人が、個人として尊重され、その能力を発揮できる社会を目指し、社会の一員としてその人らしい自立した生活を営むことができるよう、先駆的事業に積極的に取り組みます。**「京都に盲学生のための図書館を」という視覚障害者の願いを受け、１９６１年に京都ライトハウスが生まれました。以来、視覚障害者の「心のよりどころ」「海なき灯台」として幅広い活動を展開してきました。京都ライトハウスは、実践的な事業を通じて視覚などに障害のある一人ひとりが地域社会において個人として尊重され、その持てる能力を向上、発揮し、社会の一員としてその人らしい自立した生活を営める社会づくりに貢献したいと願っています。職員やボランティアをはじめ関係者が心をひとつにして、視覚などに障害のある人やその家族の要望に応え、仲間づくりの場を提供し、地域社会との懸け橋となり、福祉の向上を目指します。 |

**４　中期計画における四つの目標**

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的に設立された法人であり、本法人の第一の責務は社会福祉事業の実施にある。また、社会福祉法では、経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（公益事業）又は収益を自己の社会福祉事業等に充てることを目的とする事業（収益事業）を行うことができるとされており、本法人における第二の責務は公益事業の積極的な実施にある。

このため、中期計画においては、社会福祉事業の安定的で着実な推進及び公益事業の積極的な展開を目標に置く一方、各種事業を支える福祉人材の確保・育成、健全経営を行う法人組織の構築についても、目標に据えることとする。

目標１　社会福祉事業の安定的で着実な推進

本法人では、視覚障害を中心とした障害のある方や援護が必要な要介護等の高齢者が、自身の持つ能力を発揮し、社会の一員としてその人らしい自立した生活が営めるよう、各種の社会福祉事業を実施してきた。

今後においても、多様化・高度化する福祉ニーズの把握やサービス水準の向上に努めながら、これらの社会福祉事業を安定的かつ着実に推進し、ライフサイクルに対応して必要な方に必要な福祉サービスを積極的に提供する。

目標２　公益事業の積極的な展開

本法人では、これまでから社会福祉事業の実施にとどまらず、視覚障害者日常生活用具等斡旋事業や京都ライトハウス眼科診療所経営事業をはじめとする各種の公益事業を実施してきた。

今後においても、本法人の第二の責務は公益事業の積極的な実施にあることを認識し、地域公益事業を中心とする公益事業を積極的に展開する。

目標３　福祉人材の確保・定着・育成

本法人が良質な社会福祉事業や公益事業を安定的に実施するうえで、事業を担う福祉人材は極めて重要な要素となるが、２０４０年問題が顕在化する中で、福祉人材確保の困難性がますます高まっていくことは確実であり、これまで以上に、福祉人材の確保・定着・育成に積極的に取り組む。

目標４　健全経営を行う法人組織の構築

本法人が良質な社会福祉事業や公益事業等を安定的に実施するうえで、事業を推進する法人組織もまた極めて重要な要素であり、これまで以上に、透明性を持ちながら健全経営を推進する法人組織が構築できるよう取り組む。

**第２　目標達成に向けた方策と取組の方向**

　　目標達成に向けた方策の体系

|  |  |
| --- | --- |
| 目　標 | 目標の達成に向けた方策 |
| 大　項　目 | 中　項　目 | 小　項　目 |
| １　社会福祉事業の安定的で着実な推進 | ⑴　社会福祉事業の利用者確保に向けた創意工夫 | ア　実施する社会福祉事業における利用者の確保 |
| イ　アウトリーチ（地域への出張）による福祉サービスの提供 |
| ⑵　提供する福祉サービスの質の向上 | ア　職員の人権意識の向上と専門知識・技術の習得 |
| イ　利用者等のニーズを踏まえた福祉サービスの改善 |
| ウ　業務効率化の推進 |
| エ　法人内の連携強化によるサービスの向上 |
| オ　顧客の拡大に向けた魅力ある製品づくり |
| ⑶　福祉サービスの提供等における関係機関等との連携 | ア　社会福祉事業における関係機関等との連携 |
| イ　社会福祉事業を応援するボランティアの養成 |
| ⑷　ニーズに対応する社会福祉事業の創出・拡大 | ア　就労継続支援（Ａ型）事業及び老人デイサービス事業の拡大 |
| イ　その他社会福祉事業の創出・拡大 |
| ⑸　安心・安全な福祉サービスの提供 | ア　安全で職員の負担軽減に資する設備・機器等の導入 |
| イ　災害や感染拡大などの緊急時に備えた対策の実施 |
| ２　公益事業の積極的な展開 | ⑴　視覚障害者を対象にした公益事業の実施 |
| ⑵　府市民を対象にした地域公益事業の実施 |
| ３　福祉人材の確保・定着・育成 | ⑴　福祉人材の確保・定着に向けた取組の強化 | ア　福祉人材の確保に向けた取組の強化 |
| イ　福祉人材の定着に向けた取組の強化 |
| ⑵　福祉人材の育成 | ア　福祉人材育成システムの構築 |
| イ　リーダー層の育成 |
| ４　健全経営を行う法人組織の構築 | 1. 法人情報の積極的な発信
 | ア　法人のサービスや取組の積極的な発信 |
| イ　情報公開による透明性の確保 |
| ⑵　信頼性の高い安定した組織運営の確立 | ア　コンプライアンス（法令等遵守）の徹底 |
| イ　組織統治（ガバナンス）の確立 |
| ⑶　健全な財政規律の確立 | ア　経営状況の分析と適切な資金の運用・積立て |
| イ　自治体補助制度等の活用と自治体等からの事業受託 |
| ウ　京都ライトハウス後援会からの支援の確保 |

**１　社会福祉事業の推進**

**⑴　社会福祉事業の利用者確保に向けた創意工夫**

**ア　実施する社会福祉事業における利用者の確保**

本法人が実施する社会福祉事業について、利用状況を常に把握し、福祉ニーズがありながら利用につながっていないと考えられる場合は、その要因を的確に分析するとともに、潜在化しているニーズの掘り起こしも含め、利用促進に向けて具体的な対策を講じる。また、福祉ニーズの掘り起こしを行ってもなおニーズが認められない場合は、事業継続の必要性について検討する。

【取組の方向】

①　各施設・事業所では、実施する社会福祉事業の利用者数の動向を定期的に把握・分析し、事業が安定的に運営できる利用者数の確保、稼働率の向上に取り組む。

②　ライトハウス朱雀では、地域イベントに出向くなどして介護相談や活用できる福祉活動の情報提供を行う機会を創出する。

③　各施設・事業所では、所管の社会福祉事業の実施状況や福祉ニーズの有無等取り巻く環境を把握・分析し、福祉ニーズの掘り起こしを行ってもなおニーズが見込めない場合は、事業の抜本的な見直しも含めて今後のあり方を検討する。

**イ　アウトリーチ（地域への出張）による福祉サービスの提供**

本法人が実施する社会福祉事業を入所・通所して利用するのが困難な府市民に対し、京都ロービジョンネットワークの構成団体や市町村等の協力機関などと連携してアウトリーチ（地域への出張）によって同様の福祉サービスが提供できるよう取り組む。

【取組の方向】

①　情報ステーションでは、各市町村の公共図書館、京都府立盲学校、南部アイセンター、丹後視力障害者センター、各市町村の社会福祉協議会等と連携し、図書や読書機器等に関する最新情報の提供に取り組む。

②　鳥居寮では、京都府や京都市から支援を得て実施する訪問による指導訓練事業について、京都府視覚障害者協会支部、地元の自治体や眼科医などの協力を得て京都市内や京都府内の視覚障害者に積極的に周知し、利用者の更なる拡大に取り組む。

③　あいあい教室では、京都府内の視力障害児に対し、府南部においては南部アイセンターを拠点にして相談、療育及び子育て交流会等を実施するとともに、府北部においては療育訓練が利用しやすい環境づくりに取り組む。

**⑵　提供する福祉サービスの質の向上**

**ア　職員の人権意識の向上と専門知識・技術の習得**

利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全な福祉サービスを提供する。

【取組の方向】

①　利用者の人権を尊重し、個人の尊厳を守ることの重要性を職員に浸透させるため、人権研修等を実施する。

②　各施設・事業所では、職員の専門知識の習得、技術の向上のために、体系的な教育・研修プログラムを策定し、それを確実に運用する。

**イ　利用者等のニーズを踏まえた福祉サービスの改善**

本法人が実施する社会福祉事業においては、常に利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、福祉サービスの質の向上に向けた体制を構築する。また、利用者の生活において、家族や知人・友人、地域住民との関係性が継続され、さらに深まっていくように支援する。

【取組の方向】

①　各施設・事業所では、利用者やその家族等の声を生かしながら、職員参加の下でサービスの改善に取り組む。

②　各施設・事業所では、サービス提供についてのマニュアル（手順書）を策定し、職員に周知するとともに、定期的な見直しを行う。

③　リスクマネジメントに関するマニュアルを不断に見直し、職員への周知徹底を図る。

④　各施設・事業所が提供するサービスについて第三者評価を順次受審し、評価結果を活かしてサービスの改善に取り組む。

⑤　整備した苦情解決・相談体制の下、利用者やその家族等からの苦情・相談に誠意をもって的確に対応していく。

⑥　各施設・事業所では、家族や介護者に対し、利用者の障害特性や認知症などに対する理解を促す機会を設け、利用者と家族（介護者）との関係を維持・改善する。

⑦　情報ステーションでは、関係部署と連携して点字の普及・啓発に取り組む。

⑧　ライトハウス朱雀では、安定的にサービス提供のできる体制の確保に向けて、短期入所を特定のユニットに固定させていることの是非も含めて特養及び短期入所の今後の運営の在り方を検討する。

**ウ　業務効率化の推進**

生産年齢層の人口が減少していく中で、今後ますます介護職員等の確保が困難になっていくものと予想されることから、ロボットやＩＣＴなどの先進的技術の導入や業務の効率化に取り組む。

【取組の方向】

①　ロボットやＩＣＴといった先進的な技術を用いた業務の効率化に取り組む一方、「効率化」という視点から、定期的に業務の流れの見直しに取り組む。

②　業務マニュアルの整備を進め、可能なものについては業務の標準化、共有化をはかり、統一した業務行動としていく。

**エ　法人内の連携強化によるサービスの向上**

施設・事業所においては、相互連携をさらに強化し、利用者の発掘や福祉サービスの向上につなげていく。

【取組の方向】

①　利用者が、法人内の他の福祉サービスも利用することで生活の向上が図れる可能性があり、事業所間の連携を強化する。

②　ライトハウス朱雀では、盲養護ホーム・特養ホーム・在宅サービス事業所の連携を強化する一方、職員が各施設・事業所の有する特色や強みを認識できるよう取り組む。

**オ　顧客の拡大に向けた魅力ある製品づくり**

情報製作センターやＦＳトモニーでは、製作する製品の購入者をさらに拡大できるよう、専門家のアドバイスも得ながら、購入意欲を高める魅力のある製品づくりに取り組む。

【取組の方向】

①　情報製作センターでは、視覚障害者に加えて墨字による読書が難しい他種別の障害者にも利用を拡大するため、ニーズを把握しながら、創意工夫した独自の点字出版物等やアクセシブルな電子書籍（音声・テキスト・マルチメディアデイジー図書等）、オリジナル製品の製作に取り組む。

②　ＦＳトモニーでは、利用者のモチベーションの向上や経済的自立の促進につながるよう、授産製品や役務の販売拡大に向けて、専門家のアドバイスも聞きながら魅力ある製品づくり等に取り組む。

**⑶　福祉サービスの提供等における関係機関等との連携**

**ア　社会福祉事業における関係機関等との連携**

本法人が実施する社会福祉事業において、京都ロービジョンネットワークの構成団体や協力機関、行政機関、民間団体（一般企業を含む。）、ボランティア、地域住民等との連携を推進し、福祉サービスの質と量の向上を図る。

【取組の方向】

①　情報ステーションでは、制定された読書バリアフリー法を踏まえ、本法人が育んできた専門性を生かしながら、公共図書館等との連携を推進し、公共図書館等での点字図書や音声図書、拡大文字図書の相談・受付・貸出など、視覚障害者や墨字による読書が難しい他種別の障害者の読書環境の更なる改善に取り組む。

②　情報製作センターでは、障害者差別解消法の合理的配慮の観点から、行政機関等に対し、墨字の発行物の点字化・音声化を働きかけ、点字版・音声版の製作拡大に取り組む。

③　相談支援室ほくほく及び鳥居寮等では、京都府視覚障害者協会や京都府眼科医会などと協働して構築した京都ロービジョンネットワークが実施する取組に積極的に参画し、関係機関等との連携を図りながら、福祉サービスの利用を促進する。

④　法人事務所では、京都府視覚障害者協会及び京都視覚障害者支援センターとの情報交換会を定例開催し、福祉ニーズ等に係る情報を共有するとともに、お互いの役割や相互協力の可否について確認する。

**イ　社会福祉事業を応援するボランティアの養成**

本法人が実施する社会福祉事業において、ボランティアから継続した応援が得られるよう、ボランティアの養成や受け入れを行っていく。ボランティアの受け入れに当たっては、単に職員業務の補助・補完ではなく、利用者との直接的な交流を図る視点で、育成、活動支援を行う。

【取組の方向】

①　法人内に「ボランティア委員会（仮称）」を設置し、各部署で活動するボランティアに関する各種情報の取りまとめなどを行う。その上で、ボランティアの効果的な募集方法、活動の活性化方策やボランティアと職員の役割分担の検討などを行う。

②　情報ステーションでは、拡大する依頼（点字、録音、拡大文字、テキストデータ、マルチメディアデイジー、映像資料のサウンドを映像の音声解説とともに録音すること等）に応えられるよう、スキルの高いボランティアの養成に取り組むとともに、利用者に読書機器の利用支援が行える人材の育成に取り組む。

③　らくらくやライトハウス朱雀では、地域のボランティアを積極的に受け入れる。

**⑷　ニーズに対応する社会福祉事業の創出・拡大**

**ア　就労継続支援（Ａ型）事業及び老人デイサービス事業の拡大**

ＦＳトモニーでは就労継続支援（Ａ型）事業の定員拡大に、また、ライトハウス朱雀では老人デイサービス事業の定員拡大に取り組む。

【取組の方向】

①　ＦＳトモニーでは、就労継続支援（Ａ型）事業の定員拡大に取り組む。

②　ライトハウス朱雀では、老人デイサービス事業の定員拡大に取り組む。

**イ　その他社会福祉事業の創出・拡大**

その他実施に値する社会福祉事業について、福祉ニーズの有無や事業としての採算性を勘案しながら、事業の創出・拡大について検討を進める。

【取組の方向】

①　鳥居寮では、一般就労を目指す現役利用者への支援を充実することと合わせて、一般就労中の当事者からの相談等にも対応できるように、障害支援部の他事業所とも連携しながら実施体制の構築に取り組む。

②　京都ロービジョンネットワークの活動拡大に伴って福祉需要の掘り起こしが進むことも予想され、各施設・事業所では、実施する社会福祉事業のニーズを不断に検証するとともに、潜在的ニーズの把握に努め、事業の拡大や新規創設の必要性を検討する。

③　ＦＳトモニーでは、視覚障害者に適した福祉的就労の場の創出・拡大について検討する。

**⑸　安心・安全な福祉サービスの提供**

**ア　安全で職員の負担軽減に資する設備・機器等の導入**

福祉サービスの向上につながる設備・機器、利用者の安全性が向上する設備・機器、職員の介護負担の軽減に資する設備・機器を導入する。

【取組の方向】

①　情報ステーション及び情報製作センターでは、外部資金を積極的に活用しながら、点字・音訳機器、利用者向けの情報端末、点字出版物・オリジナル製品の製作機器等を計画的に更新する。

②　障害支援部及び高齢支援部の各施設・事業所では、外部資金を積極的に活用しながら、利用者の安全に影響する設備・備品について、より安全性の高いものに更新する。

③　らくらくやライトハウス朱雀では、外部資金を積極的に活用しながら、職員の介護負担の軽減に資する介護機器を導入する。

**イ　災害や感染拡大などの緊急時に備えた対策の実施**

災害や感染拡大などの緊急時においても、可能な限り、利用者の安心・安全な生活環境・利用環境が守れるよう有事対応の準備を推進する。

【取組の方向】

①　京都ライトハウス本館及びライトハウス朱雀では、非常災害に対する個別の具体的な対応計画を整備するとともに、他施設においても参考となるよう計画を公開する。また、その計画に基づいて実効性のある訓練を実施する。

②　災害時の事業継続計画（ＢＣＰ）を整備するとともに、飲料水、食料をはじめとする生活物資を適正に備蓄する。

③　新型コロナウイルス感染症をはじめ各種感染症の予防・拡大防止のためのマニュアルを整備するとともに、これが励行されるよう職員研修を行う。また、必要な消毒薬品や機器を整備する。

**２　公益事業の推進**

**⑴　視覚障害者を対象にした公益事業の実施**

本法人が単独で実施する視覚障害者向けの公益事業について、引き続き、法人の経営状況を踏まえながら福祉ニーズに応じた取組を推進する。また、視覚障害者支援の中核を担う法人として、本法人が持つ視覚障害者への支援技術やノウハウを他の福祉事業者等にも普及させていく。

【取組の方向】

①　現に行っている地域公益事業について、それらが地域の援助ニーズとマッチしているかを不断に検証するとともに、関係機関等とも連携して新たな援助ニーズの把握に努め、ニーズがある場合は、新規の地域公益事業の実施を検討する。

②　ライトハウス朱雀では、京都市老人福祉施設協議会と連携して、高齢者福祉施設の介護職員を対象にした視覚障害者支援に係る研修会を実施する。

③　大規模災害時に福祉避難所が円滑に運営できるよう、運営マニュアルの整備や運営訓練等を行う。

④　京都ロービジョンネットワークにおいては、構成団体や協力機関による連携を推進するため、事務局の体制を充実するなど、京都府眼科医会や京都府視覚障害者協会と共に中核的な役割が果たせるよう取り組んでいく。

**⑵　府市民を対象にした地域公益事業の実施**

関係団体とも協力しながら、府市民の視覚障害に対する理解を促進する啓発的事業など、府市民を対象にした地域公益事業の実施に取り組む。

【取組の方向】

①　地域住民や児童生徒、企業従業員などを対象とする研修会の実施等を通じて、地域住民の福祉に対する理解を促進し、地域における福祉文化の醸成に取り組む。

②　本法人が有する施設、設備、職員を活用して、施設の紹介や地域住民と利用者の交流、地域に対するサービスを意図した取組を行う。

③　京都ライトハウス本館及びライトハウス朱雀では、地域福祉団体等に地域福祉活動の実施場所として利用していただけるよう施設の貸与を引き続き進める。

**３　福祉人材の確保・定着・育成**

**⑴　福祉人材の確保・定着に向けた取組の強化**

**ア　福祉人材の確保に向けた取組の強化**

本法人において職員は一番の財産であり、安定的で良質なサービス提供ができる職員体制を検討し、その確保に努力していく。また、良質な福祉人材の確保に向けて様々な採用手段を講じる一方、福祉の仕事を啓発するための情報発信や福祉教育にも取り組む。

【取組の方向】

①　内部環境・外部環境を把握して適切な採用計画を立て、採用活動においては、様々な採用ツールを駆使し、採用広報には様々な採用チャネルを効果的に利用する。

②　大学等からの実習生受入れや大学生の臨時的雇用により、当該学生と法人のマッチングを図り、卒業後の雇用につなげる。

③　視覚障害者の雇用拡大につながるよう視覚障害者に適した業務の創出・拡大について不断に検討する。

④　ライトハウス朱雀では、法人への就職につながっていくよう、介護職員初任者研修の実施を検討する。

⑤　新卒者の採用に取り組み、内定者にはフォローアップを丁寧かつ効果的に行う。

⑥　小中高校における福祉教育にも積極的に協力し、福祉の仕事の啓発を行っていく。

**イ　福祉人材の定着に向けた取組の強化**

福祉サービスの継続と発展のために、職員処遇全般の向上、働き甲斐のある職場づくりに取り組む。また、多様な職種、職務形態、年代の職員が働きやすい環境づくりを進める。

【取組の方向】

①　職員間の人間関係を良好にし、かつ維持していくための組織風土づくりに取り組む。

②　採用後１年未満と３年未満の職員に対するフォローアップを計画的に行う。

③　労働災害防止策（メンタルヘルス、腰痛防止策、その他労働災害への対応）やセクシャルハラスメント・パワーハラスメントの防止策・対応策を講じるとともに、その内容を職員に周知する。

④　ワークライフバランス（仕事と生活の両立）に配慮した取組を行い、超過勤務の縮減につなげていくとともに、デジタル技術の導入による業務の効率化や業務が集中した部署への他部署からの支援の推進に取り組む。

⑤　新規採用の職員を教育する職員に対し、教育に対する心構えなどの研修を行う。また、新規採用の職員が悩み事を相談できる窓口を設ける。

⑥　ライトハウス朱雀では、介護職員の定着を図るため、公休数の在り方をはじめ多角的な角度から定着促進のための具体的な方策を構築する。

⑦　適切な人事評価に基づいて職員の適材適所の配置に努めるとともに、不断に職員処遇の改善に取り組む。

**⑵　福祉人材の育成**

**ア　福祉人材育成システムの構築**

良好な人間環境の職場づくりとともに、本法人がめざす職員像を明確にしながら、職務能力の開発及び全人的な成長を目的とした人材育成に取り組む。

【取組の方向】

①　良好な職場の人間関係の構築、維持とともに、多様な職種、職務形態の職員との連携を図っていく。

②　職員が他部署で行われている仕事を学び、他部署の職員と交流できる機会を設定する。

③　職員に対し、点訳奉仕員養成講座（点訳入門）の受講を積極的に推奨するなど、職員の点字読解力の育成・向上に取り組む。

④　資格取得をはじめ職員の成長を支援するとともに、職員各自の研修受講履歴を管理し、各人の個別研修計画を作成する。

⑤　体系的な研修プログラムを構築するとともに、研修プログラムは、専門性、組織性、社会性、倫理性のバランスを考慮したものとする。

⑥　昇任・昇格の基準、賃金の水準、必要となるスキルの水準、必要となるスキルを獲得するための機会（研修等の能力開発）を明確化し、職員が自らの将来の姿を描くことができるような仕組みをつくる。

**イ　リーダー層の育成**

福祉サービスの質と量の向上の「要」となるリーダー層や現幹部職員の後継者、さらには本法人の未来を担う総合的な人材の育成にも取り組む。

【取組の方向】

①　施設長・所長の福祉施設長専門講座の受講を推進するなど、施設長・所長の更なるスキルアップに取り組む。

②　リーダーやリーダーを補助する職員に対し、マネジメント能力、幅広い視野の醸成力、情報の収集力、財務管理能力、関連法知識の取得力の向上に向けた取組を行う。

③　総合的な人材を育成するため、福祉分野横断的な研修の実施に取り組むとともに、多様なキャリアステップを歩める環境を整備する。

**４　健全経営を行う法人組織の構築**

**⑴　法人情報の積極的な発信**

**ア　法人のサービスや取組の積極的な発信**

本法人の存在や提供する福祉サービス等について、様々な手法やツール、各種チャンネルを用いて、積極的かつ効果的に情報発信するととともに、その成果を検証する。

【取組の方向】

①　時には広報の専門家から意見も得て、鳥居篤治郎先生の言葉や文章を有効に活用しながら、よりアピール力のある法人情報を発信して「法人の見える化・見せる化」に努め、本法人のブランド力を高めていく。

②　ホームページの充実に向けて不断の点検・見直しを行うとともに、「京都ライトハウス通信」等機関誌の内容を点検し、必要に応じて改善を加える。

③　各施設・事業所の機関誌や事業紹介パンフレット等では、効率的で効果的な情報提供を行う。

④　マスコミに対して積極的に法人情報を提供する。

⑤　情報ステーションでは、鳥居篤治郎先生が残された点字文書や音声録音を集積・保存するアーカイブ事業の実施を検討する。

⑥　鳥居寮及び相談支援室ほくほくでは、眼科医等の協力を得て、受診されたロービジョンの方に法人等が実施する福祉サービスの情報を提供する。

⑦　ライトハウス朱雀では、ケアマネージャー等が地域にある関係者ネットワーク会議に積極的に参画し、施設の存在をアピールする。

**イ　情報公開による透明性の確保**

本法人が府市民から信頼や協力が得られるよう、また、社会福祉法人としての透明性が確保できるよう積極的な情報公開に取り組む。

【取組の方向】

①　本法人の業務及び財務情報等公表が必要な情報について、個人情報の保護を徹底しつつ、社会に対して積極的に公表することにより経営の透明性を確保する。

②　地域からの信頼を得るため、法人の広報機能を強化し、事業計画、事業報告、法人の理念や事業活動、提供するサービスの内容、公益的な取組の実施状況等について、広く地域に発信する。

**⑵　信頼性の高い安定した組織運営の確立**

**ア　コンプライアンス（法令等遵守）の徹底**

社会福祉法など関係法令はもとより、本法人の理念や諸規程さらには広い意味での社会的ルールやモラルを遵守した経営を行う。

【取組の方向】

①　コンプライアンス担当を配置するなど、職員に倫理や法令等の遵守の徹底を図る管理体制を整備する。

②　職員に対して社会福祉関係法令、労務関連法令、虐待防止法等の適切な理解を促す場の提供に努め、社会的ルールの遵守の重要性を普及・啓発する。

③　公益通報者保護法に基づいて設置した公益通報相談窓口や、定めている職員等からの法令違反行為に関する相談・通報の適正な処理の仕組みを適切に運用し、不正行為等の早期発見とその是正に取り組む。

④　自立支援給付や介護保険の報酬請求においては、専門職等の人員配置基準を守り、法令に定められた基準に基づいて請求事務を行う。

⑤　補助金や委託金については適切に申請するとともに、法令に基づき適正に執行する。

⑥　取引事業者、行政関係者等の利害関係者と公正かつ適正な関係を保持する。

⑦　職員の処分に際しては、公平性・妥当性を確保するため、理事等で構成する「規律委員会（仮称）」を設けて事実認定や処分程度の検討を行う。

**イ　組織統治（ガバナンス）の確立**

府市民からの信頼や協力が得られるよう、公正かつ透明性の高い適正な経営を可能にする実効性のある組織体制を構築して組織全体を適切に統治する。

【取組の方向】

①　理事会、評議員会、理事、監事及び評議員が各々の役割を認識し、法人経営と各事業運営に対するチェックアンドバランス機能を発揮する。

②　理事会及び理事長は、法人経営及び事業運営が良好に進展する執行体制を整備する。

③　設置する運営協議会を通じて、利用者や当事者、地域住民等の声を法人経営や事業運営に反映させる。

**⑶　健全な財政規律の確立**

**ア　経営状況の分析と適切な資金の運用・積立て**

公益性の高い事業活動の推進及び信頼性の高い効果的な経営の観点から、健全な財務規律を確立する。

【取組の方向】

①　財務指標に基づく経営分析等により、本法人全体及び各施設・事業所ごとの経営状況を適切に把握し、経営会議等において共有する。

②　適切な収益性の確保に向け、将来を見通した計画的かつ効率的な事業運営を行う。

③　職員に対してコスト意識を醸成するための取組を行う。

④　資金の運用は、安全確実かつ換金性の高い方法で行う一方、資金積立ては、目的が明確で計画的・合理的なものとする。

**イ　自治体補助制度等の活用と自治体等からの事業受託**

自治体等の補助制度の活用や自治体等からの事業受託に取り組む一方、報酬上の加算制度の積極的な活用を図る。

【取組の方向】

①　現に活用中の補助制度や行政機関等から受託する事業について、活用や受託が継続できるよう取り組む。

②　京都府・京都市や公益的団体等が実施する補助事業及び寄付事業等について情報を収集し、活用できるものがあればその確保に取り組む一方、読書バリアフリー法を具体化する事業の実施を京都府・京都市等に働きかける。

③　各施設・事業所では、自立支援給付や介護報酬において設けられている各種加算の請求に漏れが生じないよう不断に点検する。

**ウ　京都ライトハウス後援会からの支援の確保**

府市民に京都ライトハウス後援会の存在をＰＲする一方、後援会会員には京都ライトハウスの社会活動を積極的にアピールするなど、後援会と協働して会員の拡大・定着に取り組む。

【取組の方向】

1. 様々な機会を活用して京都ライトハウス後援会の存在を広くアピールする。

②　京都ライトハウス後援会から安定・継続して支援が得られるよう、「京都ライトハウス通信」等様々なツールを使って会員に本法人の活動に関する情報を提供する。

**第３　中期計画等の進行管理**

**１　年度事業計画の進行管理**

○　理事会は、中期計画に基づいて策定した年度事業計画を適切に進行管理し、計画の実施結果を定時評議員会に報告する。

○　計画の実施結果に対する理事会や定時評議員会からの評価については、次年度の事業計画に反映させる。

**２　中期計画の進行管理**

○　理事会は、年度事業計画の進行管理を行う中で本中期計画についても進行管理を行い、本中期計画の進捗結果については次期中期計画に反映させていく。

（参考資料）

第２期中期計画策定までの検討経過

|  |  |
| --- | --- |
| 年　月　日 | 内　　　　　　容 |
| ２０２０年　８月　６日 | 経営会議において第２期中期計画（骨格案）を検討 |
| ２０２０年　８月２０日～　９月３０日 | 各施設・事業所において第２期中期計画（素案）を検討 |
| ２０２０年１０月　１日 | 経営会議において第２期中期計画（理事会提示案）を検討 |
| ２０２０年１０月１６日 | 理事会において第２期中期計画（案）を検討 |
| ２０２０年１２月　３日 | 評議員会において第２期中期計画（案）に対する意見を聴取 |
| ２０２１年　１月１１日 | 京都府視覚障害者協会から第２期中期計画（案）に対する意見を聴取 |
| ２０２０年　２月　３日 | 理事会において第２期中期計画を決定 |